建設企業常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第101号　令和５年度八戸市一般会計補正予算

〇歳出

款	項	摘　　要
第１条の歳出中		
２款　総務費	１項　総務管理費	３目24節都市緑化基金積立金
４款　衛生費	１項　保健衛生費	13目
６款　農林水産業費	１項　農業費	７目
８款　土木費	全部	
９款　消防費	１項　消防費	３目
第２条　債務負担行為の補正		道路等包括管理委託料、通学路区画線設置委託料、道路維持補修工事費、道路改良工事費、道路区画線設置委託料、八戸公園指定管理料、水防センター指定管理料

議案第102号　令和５年度八戸市自動車運送事業会計補正予算
議案第103号　令和５年度八戸市立市民病院事業会計補正予算
議案第104号　令和５年度八戸市下水道事業会計補正予算
議案第108号　令和５年度八戸市駐車場特別会計補正予算
議案第123号　八戸市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第159号　指定管理者の指定について
（新井田川水防センター及び馬淵川水防センター）
議案第160号　指定管理者の指定について
（中央駐車場）
議案第161号　指定管理者の指定について
（こどもの国及び八戸植物公園）
議案第162号　市道路線の認定について

［建設企業協議会］

〇　所管事項の報告について

１　令和５年度国補正予算成立に伴う新大橋整備事業・橋面工工事等について
２　八戸市立地適正化計画の改定について
３　八戸市空家等対策計画の改定について
４　八戸公園こどもの国「子ども交流館」ネーミングライツ・スポンサーの募集について

建 設 協 議 会 資 料
令 和 5 年 12 月 15 日
建 設 部 道 路 建 設 課

令和5年度　国補正予算成立に伴う
新大橋整備事業・橋面工工事等について

１．12月補正（その2）予算とする主な理由

対象の橋面工事等は、新設橋上部工の車道及び歩道の舗装工事、道路附属施設工の道路照明灯及び落下物防止柵等を設置するためのものであり、工事を早期着手することで、効果的に事業の進捗を図ることが出来るため、電線切替等の補償と併せて所要額を補正するもの。

２．補正額

５４０，０００千円

うち、工事費（上部工の橋面工事等）　４９０，０００千円

補償費（電線切替補償等）　５０，０００千円

建設企業協議会資料
令和 5 年 12 月 15 日
都市整備部都市政策課

八戸市立地適正化計画の改定について

1　立地適正化計画について

立地適正化計画は都市再生特別措置法に基づき、都市機能や居住の適正な立地を促進することで「コンパクト＆ネットワークの都市構造」の形成を進め、望ましい人口密度や生活を支える様々なサービスが維持されたまちづくりを推進する計画で、当市では平成 30 年３月に策定。

2　改定の背景

近年、頻発・激甚化する自然災害に対応した安全なまちづくりを推進するため、令和２年６月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に居住誘導区域内の防災・減災対策を記載する「防災指針」の作成・位置づけが必須となった。

また、現計画策定後には、市内幹線軸バス路線の変更や、津波、洪水等のハザードマップが公表されており、これらを考慮した居住誘導区域の見直しを行うものである。

3　改定の方針

計画策定から５年が経過したことによる評価・見直しとあわせて防災指針を新たに記載する。

〈主な見直し項目〉

防災指針	・居住誘導区域にかかる災害リスクを検討し、防災・減災対策を記載
居住誘導区域	・市内幹線軸バス路線の変更に伴う区域の変更 ・現計画策定後に公表された災害リスクを考慮した区域の変更
評価指標	・居住誘導区域や関連計画の見直しを踏まえ、一部を変更

4　検討体制

庁内関係課で構成する庁内検討委員会及び、学識経験者、関係行政機関、市の住民から構成する都市計画審議会での意見等を踏まえて検討。

5　改定スケジュール

時期	会議等	内容
令和５年 11 月 29 日	都市計画審議会	改定素案について
令和６年　１月上旬	パブリックコメント	
２月下旬	都市計画審議会	改定案について
３月下旬	計画の改定・公表	

○市内幹線軸バス路線の変更に伴う区域の変更

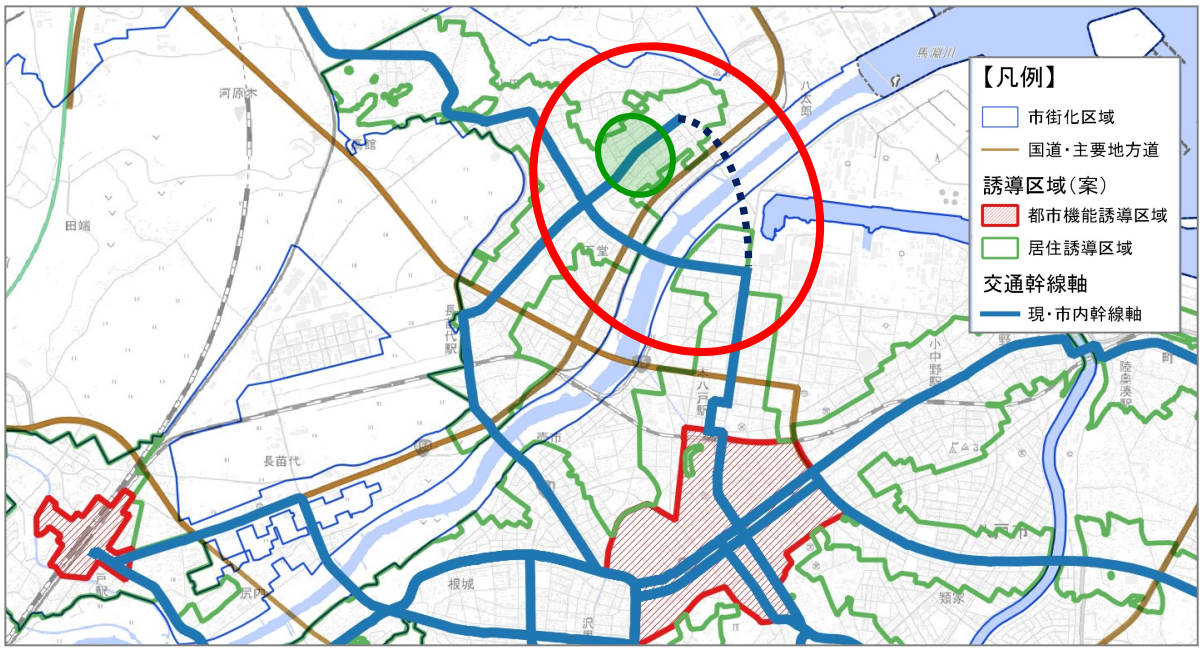

新大橋架け替え ┅┅┅ に伴い、八太郎幹線軸ルートが沼館大橋経由へ変更したことにより居住誘導区域の一部 ◯ を追加。

○家屋倒壊等氾濫想定区域を除外

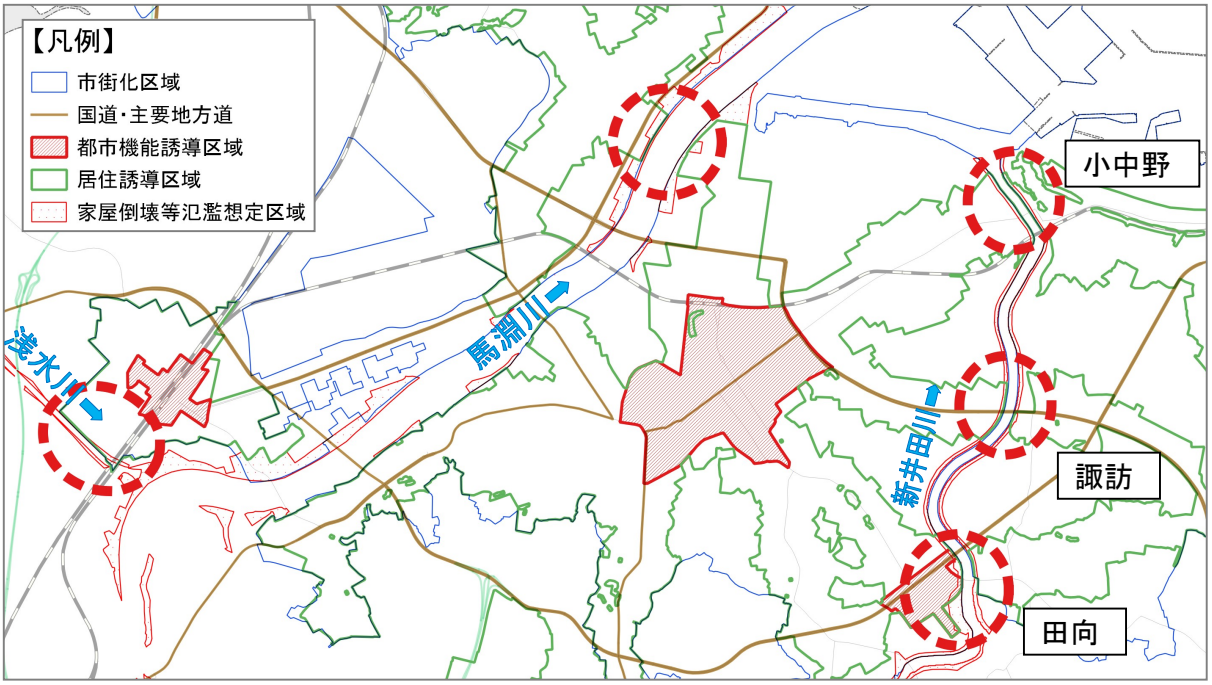

馬淵川、浅水川、新井田川の洪水ハザードマップの公開に伴い、居住誘導区域の一部 ◯ を除外。

田向地区については、都市機能誘導区域についても一部除外。

○変更後面積

都市機能誘導区域　　約 232ha →　約 228ha

居住誘導区域　　約 2,583ha → 約 2,623ha

建設企業協議会資料
令和５年 12 月 15 日
都市整備部　都市政策課

八戸市空家等対策計画の改定について

１　改定の目的

八戸市空家等対策計画（令和３年３月策定）が今年度末で計画期間満了を迎えることに加え、令和５年 12 月 13 日に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、市内で増加する空き家への対策をより一層強化するため、計画の改定を行うもの。

２　改定の方針

空家法改正にあたり国が示した方針を、現行計画に掲げる４つの基本方針に取り込む形で反映する。また、行政・市民・民間事業者等の多様な主体が連携し、地域全体で空き家対策を推進する新たな取組を計画に位置付ける。

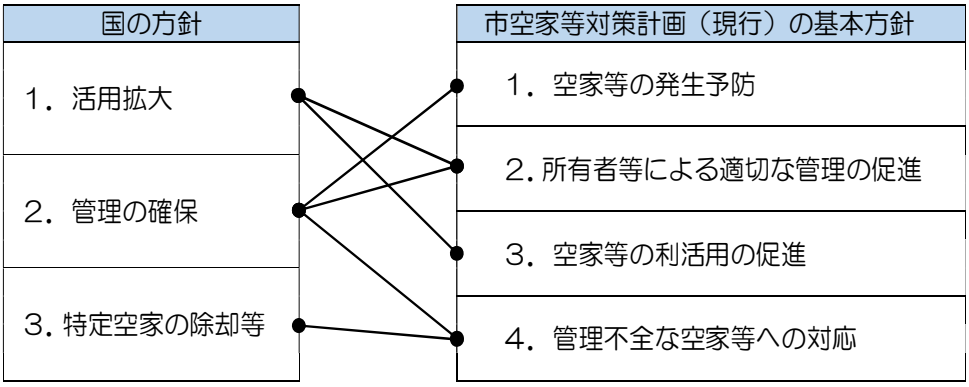

(1) 計画期間

令和６～11 年度（６年間）

(2) 対象地区

空き家対策を実施する対象地区は「市内全域」としつつ、八戸市立地適正化計画の居住誘導区域を「重点地区」に設定

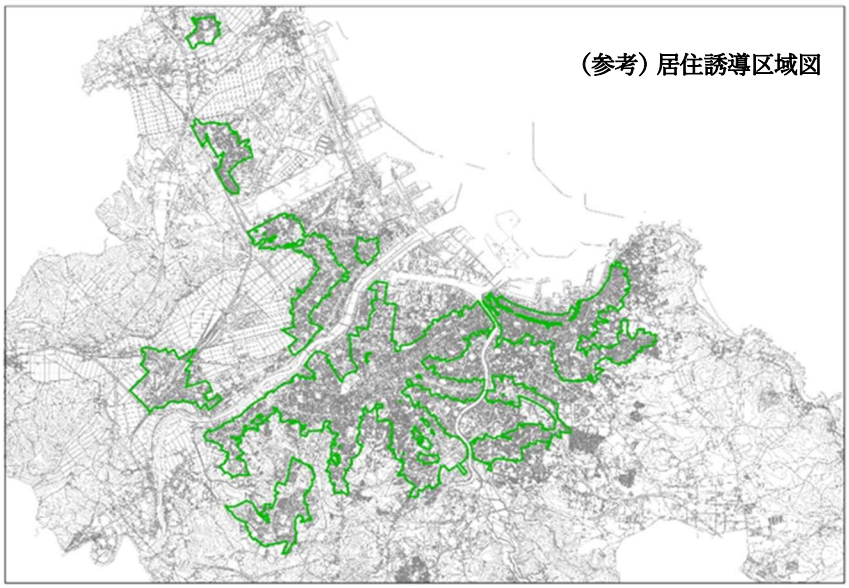

3　改定の内容

(1) 主な取組

計画の基本方針	新規追加の主な取組
1．空家等の発生予防	・テレビ、ラジオ、インターネット、SNS 等を活用した情報発信 ・単身高齢者世帯等に対するセミナーの実施
2．所有者等による適切な管理の促進	・空き家の点検方法等の情報発信
3．空家等の利活用の促進	・官民連携による(仮称)はちのへ空き家解消ネットワークの構築 ・地域住民が主体となった取組(空き家の把握活動等)に対する支援
4．管理不全な空家等への対応	・「管理不全空家等」への対応(指導・勧告)

(2) 成果指標及び目標値

計画期間における成果指標の見直し・目標値の設定　　※赤字は新規追加の指標

施策の成果指標	実績値（R3～R5）	目標値（R6～R11）
管理不全な空家等への対応に関する指標		
特定空家等の改善件数	―	35 件
空家等の利活用の促進に関する指標		
空き家バンクへの登録件数	50 件	130 件
空き家バンクに登録された空き家の利活用件数	42 件	90 件
空家等の発生予防に関する指標		
空き家相談会・セミナー等の開催回数	5 回	36 回

4　今後のスケジュール

時期	内容
令和５年 12 月 21 日～令和６年１月 19 日	パブリックコメント実施
令和６年　２月 16 日	第３回　八戸市空家等対策会議（最終案協議）
３月下旬	計画の改定・公表

建設企業協議会資料
令和５年 12 月 15 日
都市整備部公園緑地課

八戸公園こどもの国「子ども交流館」ネーミングライツ・スポンサーの募集について

八戸公園こどもの国「子ども交流館」について、ネーミングライツ事業のスポンサー契約が今年度末で期間満了となることから、引き続きスポンサー企業を募集する。

１　募集要項（概要）

①目的

市有施設を有効活用することにより新たな財源を確保し、施設の良好な維持管理を図るため、社会貢献活動及び企業広報の一環として子ども交流館へのネーミングライツ（命名権）を取得するスポンサーを募集する。

②施設概要

(1) 名　　称　子ども交流館
(2) 所 在 地　青森県八戸市大字松館字籠田地内（八戸公園内）
(3) 施設概要　竣　　工：平成23年１月31日
開　　館：平成23年４月29日
構　　造：木造平屋建て、屋根（シート膜）
建築面積 約500㎡、延床面積 約500㎡
付帯施設：大型ネット遊具、多目的スペース、トイレ、事務室など
利用期間：通年
利用時間：午前９時から午後４時45分まで
（市内小･中学校の夏休み期間中の土曜日及び日曜日は午後５時45分まで）
休 園 日：毎週月曜日（月曜日が祝日又は振替休日のときはその翌日）
年末年始（12月29日から１月３日まで）
(4) 年間利用者数　約4,700人（令和４年度実績）
(5) 管理運営　指定管理者　三八五流通株式会社
（平成31年４月１日から令和６年３月31日まで）

③命名条件

企業名や商品名等を含めた呼称には「こども」「子ども」「子供」のいずれかを含むものとし、施設のイメージを損なうことなく、市民の理解が得られるようなものとする。

④契約希望金額

年額 50 万円以上（消費税及び地方消費税含む）

⑤契約希望期間

令和６年４月１日から令和 11 年３月 31 日まで（５年間）

⑥スポンサー特典

(1) 子ども交流館への呼称の表示（看板３箇所）

(2) 市の広報紙やホームページ等での呼称の使用

(3) 八戸公園のホームページでスポンサーがネーミングライツを通じて地域に貢献していることを紹介

(4) 施設内で企業名を冠したイベントの開催が可能

(5) 子ども交流館内のパンフレットケースへ企業活動や商品紹介のパンフレットを設置することが可能

(6) 子ども交流館内の机や椅子に企業名ステッカーを貼ることが可能

⑦応募資格

法人（登記された法人）

⑧スポンサー募集期間

令和６年１月４日（木）から令和６年１月 31 日（水）まで

⑨選定方法

市が設置する選定委員会において、応募金額、呼称案、業務内容等について総合的に判断し、選定する。

なお、申込者が一者のみの場合でも選定委員会において審査する。

２　決定までのスケジュール

１月４日(木)～１月 31 日(水)	スポンサー募集期間
１月 11 日(木)	現場説明会
２月中旬	選定委員会開催、スポンサー決定
４月１日(月)	呼称使用開始